

非常変災時および交通機関の運休等の対応について

○ 非常変災発生時は、身の安全の確保を最優先にして行動してください。

1. 「暴風警報」「暴風雪警報」の対応について

(1) 大阪市あるいは大阪府内のいずれかの地域に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」が発表されている場合、生徒は自宅待機し、次の対応を取ってください。

- ① 午前6時の時点で解除されている場合には、平常授業
- ② 午前6時から7時までの間に解除された場合には、9時始業の40分授業
- ③ 午前7時から9時までに解除された場合には、11時始業、4・5・6・7限の45分授業
(5限と6限の間に昼食休憩を入れる)
- ④ 午前9時の時点で発表されている場合には、臨時休業

(2) 「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の場合には、平常授業とします。

2. 特別警報の対応について

大阪市あるいは大阪府内のいずれかの地域に午前6時の時点で「特別警報」が発表されている場合には臨時休業とします。

3. 地震等の対応について

大阪市あるいは大阪府内のいずれかの地域に午前6時の時点で、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）もしくは「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表されている場合は臨時休業とします。

4. 河川氾濫による警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令された場合の対応について

午前6時の時点で本校(対象区域:都島区善源寺町)に河川氾濫による警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令されている場合は臨時休業とします。

※午前6時を過ぎて始業時刻(8:20)までに、上記に挙げた2～4の災害等が発生した場合、臨時休業とします。非常変災発生時に登校中の生徒については、まず身の安全を確保し、自宅へ引き返すもしくは学校へ登校するなどの対応を取ってください。

(登校した生徒については通学経路等の安全確認後、下校措置をとります)

※始業時刻以降に上記に挙げた1～4の災害等が発生した場合については通学経路等の安全確認後、下校措置をとります。

5. 居住地域に警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令された場合の対応について

無理して登校することなく、身の安全を確保して地元（地域）自治体の指示に従ってください。その際は、学校に連絡してください。（出欠については状況を確認し、考慮します。）

6. 台風、地震、大雨、ストライキ等による交通機関の運転見合わせの対応について

(1) JR環状線もしくは大阪メトロ地下鉄谷町線のどちらか一方が運転見合わせを実施している場合、「暴風警報」「暴風雪警報」の対応についての(1)①～④と同様の対応を取ってください。

(2) (1)以外の交通機関の運転見合わせにより、最寄りの駅からの通学が困難な場合、代替輸送等で通学が可能な場合は、安全を確保して登校してください。代替輸送等やその他の通学方法での通学が困難な場合は無理をせず自宅待機してください。その際、学校に連絡してください。（出欠については状況を確認し、考慮します）

その後の交通機関の運行状況や生徒の登校状況、教職員の出勤状況、学校施設設備の被害状況など確認後、授業開始時刻の繰り下げ、授業時間の短縮や臨時休業等の対応をとる場合があります。